

高松市最低制限価格制度要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第2項（施行令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき、市が競争入札において最低制限価格を設ける場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(対象とする入札案件)

第2条 最低制限価格を設定する対象は、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（以下「工事」という。）の請負のうち、競争入札に付するもので、その予定価格が130万円を超えるものとする。

(最低制限価格の算定方法等)

第3条 最低制限価格は、予定価格から消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額（以下この条において単に「予定価格」という。）に、次に掲げる額の合計額を当該工事の設計金額から消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額（以下「工事価格」という。）で除して得た割合（小数点第3位（契約の申込みの誘引時に予定価格を公表したものにあっては、小数点第4位）以下に端数があるときは、これを切り捨てた割合）を乗じた額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とする。ただし、次に掲げる額の合計額を当該工事の工事価格で除して得た割合が10分の7に満たない場合にあっては、当該工事の予定価格に10分の7を乗じた額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とする。

(1) 直接工事費に10分の9.7を乗じて得た額

(2) 共通仮設費に10分の9を乗じて得た額

(3) 現場管理費に10分の9を乗じて得た額

(4) 一般管理費等に10分の5.5を乗じて得た額

2 前項各号の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等は、それぞれ工事の予定価格算出の基礎となった直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等をいう。この場合、公共建築工事積算基準に従って予定価格の算出を行うときは同項第1号中「直接工事費」とあるのは「直接工事費－直接工事費×10%（昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事にあつては、直接工事費×20%とする。第3号において同じ。）」と、同項第3号中「現場管理費」とあるのは「現場管理費＋直接工事費×10%」と読み替えるものとし、土木標準積算基準書（機械・電気）又は下水道積算体系（機械・電気）に従って予定価格の算出を行うときにおける直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等については、それぞれ次の中欄及び右欄に掲げる項目とする。

区分	土木標準積算基準書(機械・電気)	下水道積算体系(機械・電気)
直接工事費	直接製作費 直接工事費	直接工事費 機器費×a
共通仮設費	間接労務費 共通仮設費	共通仮設費
現場管理費	工場管理費 技術者間接費 据付間接費 設計技術費 現場管理費	現場管理費 据付間接費 設計技術費
一般管理費等	一般管理費	一般管理費 機器費×b

備考 a 及び b は次のとおりとする。

a 機械設備工事にあつては 0.9、電気設備工事にあつては 0.8

b 機械設備工事にあつては 0.1、電気設備工事にあつては 0.2

3 第 1 項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、予定価格の 10 分の 7 を乗じて得た額を下限として、最低制限価格を適宜設けることができる。

(最低制限価格調書の作成)

第 4 条 最低制限価格は、高松市契約規則（昭和 39 年高松市規則第 36 号。高松市下水道事業の会計事務の特例に関する規則（平成 30 年高松市規則第 34 号）第 100 条において読み替えて準用する場合を含み、以下「契約規則」という。）第 11 条第 1 項に規定する予定価格調書に併記するものとする。

(入札参加者への周知)

第 5 条 最低制限価格を設定したときは、契約規則第 6 条第 1 項（契約規則第 17 条第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による公告及び公表並びに契約規則第 16 条第 2 項の規定による通知に、次に掲げる事項を併記するものとする。

(1) 最低制限価格を設定していること。

(2) 申込みに係る価格が最低制限価格に満たない場合は、当該入札をした者を失格とすること。

(3) 前号の者は再度入札に参加できないこと。

(設定の対象外)

第 6 条 最低制限価格の設定が不適切と認められる場合は、最低制限価格を設定しないことができるものとする。

(委任)

第 7 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 26 年 1 月 31 日から施行する。

(建物清掃業務における試行導入)

2 当分の間、市の施設の建物清掃業務の請負のうち、競争入札に付するもの（高松市清掃業務委託料算定要領（平成 26 年 1 月 31 日施行）の規定を適用し算定したものに限る。附則第 4 項において同じ。）で、その予定価格が 130 万円を超えるものにつ

いても、最低制限価格を設定するものとする。この場合においては、第4条から第6条までの規定を準用する。

3 前項の最低制限価格は、予定価格から消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額に100分の75を乗じた額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とする。

4 附則第2項の規定にかかわらず、市の施設の建物清掃業務の請負のうち、競争入札に付するものの予定価格が同項の規定する額に満たないものであっても、特に必要があると認めるときは、第4条、第5条、附則第2項前段及び前項の例により、最低制限価格を設定することができる。

（市の施設の敷地内における剪定及び除草の業務における試行導入）

5 附則第2項及び前項の規定は、市の施設の敷地内における剪定及び除草の業務（公道上での履行その他総じて車両又は人の往来に支障を生ずることがないように安全上の措置を講じて履行するものを除く。）の請負のうち、競争入札に付するものについて準用する。この場合において、附則第2項中「高松市清掃業務委託料算定要領（平成26年1月31日施行）の規定を適用し」とあるのは「植物管理工事歩掛（経済調査会発行「改訂4版公園・緑地の維持管理と積算」第6章）及び国土交通省土木工事標準積算基準書の例により」と、「第4条から第6条まで」とあるのは「第3条から第6条まで」と読み替えるものとする。

（高松市総合評価落札方式実施要領の一部改正）

6 高松市総合評価落札方式実施要領（平成25年6月1日施行）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則

この要領は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

2 改正後の第3条第1項の規定は、この要領の施行の日以後に行う公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

2 改正後の第3条第1項の規定は、この要領の施行の日以後に行う公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込

みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。